

台湾語学留学・留学手続サポートサービス契約利用約款

第1条 適用

1、毎日エデュケーション台湾語学留学手続サポート（以下、留学手続サポート）は、株式会社毎日エデュケーション（以下、当社）が台湾の語学留学に関する行なうサービスのうち、手続サポートに該当する部分をパッケージ化したものです。申込者は、入学を希望する学校の種別、プログラム内容などにより、申込金もしくは留学手続サポート料金を支払うことにより、当該サービスを利用することができます。

2、前項に述べる留学手続サポートに該当する部分とは、学校への入学手続、滞在先の手配申請（可能な場合のみ）、学校への授業料の支払いなどの代行と、それに付帯する相談・情報提供、出発前のオリエンテーションなどを指します。

第2条 提供するサービス

1、留学手続サポートの申込者（以下、お客様）に提供するサービスは、以下の通りです。

①学校への入学手続きの代行／お客様が希望する学校の入学必要書類を文案案内し、入学願書の代理作成などをあこない、入学申請を代行いたします。

②滞在先の手配の代行／お客様が希望する滞在先の申込手続きをおこないます。ただし、これらの滞在施設を持たない学校、事前手配を受け付けない学校をご希望の場合は、当社は滞在先の申込み手続きの代行を行なう場合があります。

※当社は事前にお客様の留学生宿舎のタイプ（一人部屋・二人部屋など）に関するご希望を伺い留学生宿舎の申請をいたしますが、留学生宿舎の運営や部屋確保に関する決定は学校が行います。当社が提供する留学生宿舎の手続き代行サービスは部屋確保を保証するものではありません。

※学校が滞在施設を持たない場合や学校または当社が指定する滞在先以外での滞在を希望する場合は、原則として当社は滞在先の手配をいたしません。お客様が学校対応型以外の宿泊施設を手配し、これに起因するトラブルが発生した場合においては、当社は一切の責任を負いません。また、当該トラブルにより当社が損害を被った場合には、お客様に損害賠償を求めることがあります。

※留学開始後に留学期間の延滞、延長を希望される場合は、現地にて当該校の同意を得た上でお客様が手続きを行うものとします。

※滞在先の入居日、退出日については原則として、現地教育機関が定めた案内および規定に従います。前泊や後泊などは受けられないことがございますので御理解下さい。

③学校への支払手続の代行／お客様が学校へ支払うべき、授業料、入学申請料、滞在費、教材費などは、当社が学校より請求を受け、内容を確認の上、所定の手続きに基づいて、指定専員により学校へ送金いたします。外貨送金手数料を別途頂戴致します。

④空港送迎サービス手配の代行／お客様のご希望により、到着空港への送迎サービスの手配を行ないます。なお、送迎にかかる実費は別途請求となります。

⑤出発前のオリエンテーション／お客様のご希望により、出入国手続き、到着後の留意点、現地での生活などについての説明をいたします。

⑥相談、情報提供／留学に関する疑問や不安を解消するための相談、情報提供を随時承ります。

第3条 契約の成立

1、留学手続サポート契約は、サービスの提供を受けるご本人を申込者とし、その署名が記された申込書と申込金もしくは留学手続サポート料金を当社が受理したときに成立します。

2、留学手續サポート契約は、お申込み時に決定し、当社にお伝えいただいた留学先学校およびコースに限って有効な契約です。

第4条 お申込み条件

1、当社が以下の条件にあてはまる場合には当該サービスのお申込みをお断りすることがあります。

①お申込み時に心身の健康を害し、留学に支障をきたす恐れがあると当社が判断した場合

②ご希望の留学をおこなうにあたって必要な条件を満たしていないと当社が判断した場合

③サービス提供に際し、当社の通常業務遂行やサービスの提供に支障をきたす恐れのあるお客様からの過度な要求や理不尽なサービスの強要などが想定される判断した場合

2、お申込みをお断りする場合についてはいかなる理由においても当社はその理由をお客様に開示する義務を負いません。

3、未成年の方のお申込みに際しては、留学手続サポート申込書所定欄に申込みに同意する旨の親権者（法定代理人）の署名捺印が必要です。もしくは後日親権者による同意書の提出を求める場合がございます。

4、留学手續サポートをご利用いただくにあたって必要となる書類は、留学先の学校、国により異なりますので、お申込み時に当社よりご案内いたします。

5、必要書類は予めご指定申上げる期日前までに、郵送または持参、もしくはカウンセラーセの指示により電子メール等での添付などによりご提出ください。定められた期日前までに提出いただけない場合は、当社より留学手続サポートの契約の継続を解消することがあります。

第5条 留学手続サポート料金

1、留学手續サポート料金は、以下に掲げる基本料金にお申込頂くプログラム形態や参加者条件等により追加料金が加算されたものとなります。なお、ご契約時にお支払い頂く申込金は留学手續サポート料金の一部となります。

2、プログラムや教育機関によっては予め追加料金が必然的に生じるものがあります。その場合、予め基本料金と合算して提示することがございます。

3、パンフレット等にプログラム費用が記載される際、お客様が比較検

討しやすいよう利便性を考慮しプログラム費用の一部として合算された金額が表示されることがあります。但し、必ず募集要項にはその内訳として明示いたします。また留学費用のご請求の際にも項目を明示してご請求致します。

4、非提携機関（パンフレットに記載のない学校やプログラム）の手続サポートについては、一旦、当社を通じて手続が可能か確認させて頂いた後お申込を頂きます。なお、非提携機関かどうかについてはお申込前にお客様に明示致します。

<基本サポート料金>

「台湾大学付属中国語センター」44,000円（税込）

「台湾語学スクール」44,000円（税込）

第6条 渡航手続きに関する手数料

1、お客様のご要望により渡航に必要な査証申請、電子渡航認証手続の代行を承ります。（お住まいの地域により承れない場合がございます。）当該手数料は留学手續サポート料とは別途個別に依頼を受けてお申込み頂きます。お申込後サービス完了後は返金は致しかねます。また取得に際しかかる実費についてはお客様負担となります。

①ビザの申請代行を当社に依頼された場合、そのビザ申請代行手数料。

- 台湾：22,000円（税込） / 大阪管轄のみ（他地域停止中）

②ビザの申請代行を当社に依頼された場合、当社がお客様に代わり立て替えて領事館等に支払うビザ申請料（当該国政府機関が定める料金であり、今後変更される可能性があります。下記にいずれも日本国籍の場合）

- 台湾：7,700円（シングルビザ） / 15,300円（マルチビザ）

第7条 その他の費用について

1、第5条に述べる留学手續サポートの基本料金（入学手續代行料）は、当社が別途告知する規定により、割引の対象を除く場合があります。

2、学費、寮費、登録料、教材費などは、現地到着後、学校の定める方法により学校へ直接お支払いください。寮費・学費事前送金サポートオプションをお申込みの方は現地から返金をお支払いください。お客様へは三井住友銀行のキャッシュセリックレートにて換算して日本円にてご請求させていただきます。

・大学/長期短期語学留学：大学より請求書が発行された月の第一銀行営業日、もしくは大学から支払い指示を受けた月の第一銀行営業日

・語学スクール/個人レッスン学校よりインボイスが届いた日

3、学校への出願料、留学手数料などを当社が立て替えて事前送金した場合、その実費を別途申し受けます。その際はお申込みをいたしました（日祝日祝日等の銀行休業日の場合はその次の銀行営業日）の三井住友銀行のキャッシュセリックレートにて換算して日本円にてご請求させていただきます。

4、お申込み後に、当社がお客様からの依頼により行うサービスに対しては、以下の通りその料金を定めます。

①航空券を当社手配した場合、当社が定める当社航空運賃。

・時期、国間、航空会社などにより、運賃は異なります。

②学校到着までの台湾国内の交通、宿泊の手配を当社に依頼された場合、当社が定める当該サービスの料金。ただしこれらの費用が現地払いになるときは、その金額の10%を手配手数料として申し受けます。

③お客様のために通常の手続代行では生じない通信を行った場合、1件につき4,400円（税込）を申し受けます。

④お客様の都合による変更が発生した場合、第8条に定める変更手数料を申し受けます。

⑤「オプション」としてパンフレットその他掲載しているサービスについては、当該記事に定めている料金を申し受けます。

5、お客様自身で選択するやむを得ない事情により、当社はお客様または、その親族の求めにより必要な手配を承る場合があります。これにより発生する諸実費ならびに手数料はお客様もしくは親族の負担となります。

第8条 契約の変更

1、留学手續サポート契約締結後に、お客様の都合により留学先、受講コース、入学時期、期間などの変更を希望される場合、申込者ご本人（申込者が未成年の場合は合せて親権者の方）の署名もしくは捺印のある書類の提出、もしくは電子メールによる契約変更のご連絡により、以下述べる変更手数料を申し受けすることによって契約内容を変更致します。

ただし以下の条件を満たす場合に限ります。

①回目の変更であること。

②学校を変更する場合、変更前の学校が申請前であること。

③学校を変更する場合、変更する先が決定していること。

④希望する学期コースが留学終了日前であること。

2、変更手数料

①留学先の学校の変更／契約のキャンセルとみなし留学手續サポート料金全額を変更料とし、変更後新たに契約する留学手續サポート料金をご請求致します。

②受講コースの変更、コース開始日、期間の変更／変更手数料11,000円（税込）

③滞在先の変更、宿泊開始日、期間の変更／変更手数料11,000円（税込）

3、お客様の配偶者または一親等以内の親族が死亡した場合における変更において、当初の契約と同じ学校の同じコースに限り、コース開始日の変更およびそれに付随する滞在先に関する変更を変更手数料なしに承ります。ただし、測定において契約成立後に争議やテロなどの脅威により渡航を中止もしくは延期せざるを得ない事が発生した場合においては、状況により特例として変更手数料などを免除する措置をとる場合があります。

4、契約の変更是当社が変更手数料の入金を確認できた時点で成立し、それをもって、変更手続きを開始いたします。

5、変更に伴い、当初の契約に基づき手配を進行していた学校から返

金もしくは追加請求があった場合は、当該学校の規定に基づきこれを処理します。いずれの場合も、当社がお客様に代わり経済的な負担をすることはありません。

第9条 契約の取消および取消料

1、既に成立している留学手續サポート契約をお客様の都合により取消す場合、申込者ご本人（申込者が未成年の場合は合せて親権者の方）の署名もしくは捺印と契約取消しの旨を記載した書面の提出もしくは電子メールでの通知をいただく必要があります。当該書面を当社が受け取った時点では、お客様との契約は正式に取り消されます。電話などの口頭による取消はお受け致しません。

2、お客様は、取消料を当社に支払うことにより、いつでも契約を解除することができます。

3、外貨送金手数料など既に支払っている実費、取消し手続きのために発生する実費については全額返金できません。

4、お客様が契約を解除された場合には、すでにお支払い頂いた留学費用から、所定の取消料、ならびに留学先機関料を控除する取消料、及び学校との精算に要する外貨送金手数料等を控除した残金をお客様指定の銀行口座に振り込みをお支払いいたします。なお、弊社が代行して学費・滞在費を学校へ支払い学校から返金が発生する場合には、その返金が当社に收入されるとみなします。

5、留学手續サポート契約が解除された場合は、それまでの教育機関および滞在先機関の規定および判断に基づきます。

6、教育機関等への対応料等については、当社はいかなる場合でもお客様に代わり経済的な負担をすることはありません。

7、お客様がご負担する取消料は、お客様が当社に支払い完了しているかしないかにかかわらず承ります。当社より未請求またはお客様から未払いの段階での取消の場合、差額をご請求することになります。また、返金にあたっては、当社が現地教育機関から当該返金額を受け取った日本円換算した金額から銀行の換算手数料、振込手数料、返金手数料4,500円（税込）を差し引いて計算いたします。為替差による円高額の増減はお客様に帰属します。なお、現地教育機関でコース開始後、無断や正当の理由がない久留、通学取り止めや退学をした場合、現地教育機関に支払った消費料、滞在費、その他の費用および当社にお支払いいただいた留学手續サポート料金、各種手数料等の返金には応じられません。

（取消料）

① 申込日より起算して8日目までに解除の場合：取消料なし

② 9日目以降に解除の場合

「台湾大学付属中国語センター」：44,000円（税込）

「台湾語学スクール」：44,000円（税込）

※オプションの取消について

・「緊急手配」でのお申込みの取消は、お申込み当日（基本手續代行の契約日）から起算して9日目以降、お申込み時の料金の全額が取消料となります。

・「滞在先手配」の予約完了後の取消は手配料の全額が取消料となります。

・「アパート契約サポート」のお取消は、出発の前日から起算して21日目以降、お申込み時の料金の全額が取消料となります。

・「空港フリーサービス」のお取消は、出発の前日から起算して14日目以降、お申込み時の料金の全額が取消料となります。

第10条 当社からの解約

1、

お客様が以下に定める事由が生じたとき、当社は催告の上、留学手續サポート契約を解約するものとします。

①書類提出の不履行／定められた期日までに必要書類の提出がなく、契約に基づく手続きに支障をきたす恐れがあるとき。

②費用、料金の支払いの不履行／定められた期日までに必要な費用、料金の支払いがないとき。

③連絡の不能／お客様が所在不明となるか、1ヶ月以上に渡り連絡不能になったとき。（この場合は、催告なく解約いたします）

④当社に提出するお申込書ならびに学校提出書類などに記載の内容が事実と異なっていることが判明した場合。また、そのことにより、留学手續サポートに対するなど、留学手續サポートサービス契約を誠意をもって履行できないと判断したとき。

⑤その他の事由により、当社がやむをえない事由があると判断したとき。

2、前項に述べる事由により当社が契約を解約した場合、既にお支払い済みの留学手續サポートサービス料金および留学費用などは第7条に基づきご請求いたします。

第11条 当社の免責事項

①当社は、以下に例示するような当社の責によらない事由によりプログラム内容が変更されたり、参加できなくなったりした場合には一切の責任を負いません。尚、以下の事由（ただし、(a)、(b)、(c)、(d)は除く）により留学を出発前に中止する場合もこの条件書で規定している取消料を申し受けます。

(a)ご希望の入居機関や滞在施設がすでに定員に達していて入学できなかった場合。

(b)ご希望の入居機関の基準・事情・判断等により入学が許可されなかった場合。

(c)現地入居機関の手続き上の問題や事情により入学書類などの到着が遅れ、予定の期日に出発・入学できなかった場合。

(d)現地入居機関の事情により授業内容、授業時間、滞在先、その他が変更された場合。

(e)申込者がパスポートまたはビザを取得できなかった、取得に時間がかかった、あるいは渡航先国に入国を拒否された場合。

(f)天災、地震、戦乱、暴動、テロ行為、感染症、運動、宿泊施設サービス提供の中止、当社の運航計画によらないサービスの提供、日本または外の官公署の命令、運輸・宿泊機関や現地入居機関の争議行為、不慮の事故や災難、申込者の生命または身体の安全確保のため必要な措置、その不可抗力による場合。

(c)当社のご案内した教育ローンが、ローン会社の審査により成立せず留学プログラムの継続が不可能となった場合。

(h)申込者が本約款に違反した場合。

②当社は、渡航後に以下に例示するような当社の責によらない事由により申込者が何らかの損害を被った場合については一切の責任を負いません。またその場合、留学費用その他当社にお支払い済みの費用は返金されません。

(a)受入機関等の事情により、授業内容や日時、滞在先の種類や条件、コース参加の条件、費用、などが変更された場合。

(b)学校以外での活動や生活・スポーツ等に従事して起こった事故や疾病などの損害。

(d)申込者の故意、過失、法令・公序良俗や留学先等の規則、当社約款の規定に違反した行為があった場合の損害。それらの行為により当社が損害を被った場合、当社は申込者に損害賠償を請求します。

(e)その他、当社の責によらない事由により留学中に申込者が何らかの損害を被られた場合。

第12条 特約の追加

1、当社が必要に応じ、約款を変更することなく、特約規定を設ける場合があります。特約は約款に優先するものとし、特約に定めない事項については当約款に従うものとします。

第13条 個人情報の取り扱い

1. 個人情報の取り扱い

弊社における個人情報の取り扱いは個人情報保護方針に基づいて行われます。

2. 個人情報とは

留学手続サポートをご利用いただくにあたり、利用者個人に関する氏名、住所、電話番号、生年月日その他の記述等により利用者個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより結果的に利用者個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

3. 個人情報収集の目的

当社では、以下の目的で個人情報を収集し利用いたします。情報の全部または一部をご提供いただけない場合は、当社が提供するサービスをご利用になれないことがあります。また、ご提供いただいた情報は返却いたしません。

①留学カウンセリングサービスに付随する資料等の発送

②入学する学校ならびに宿泊機関等への手続代行業務

③留学参加後のご意見やご感想の提供のお願い

④個人を特定できないように加工した利用状況や統計データの作成

4. 個人情報の管理について

当社は個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩などの危険に対して、技術面及び組織面において必要な安全対策を継続的に講じるよう努めています。また、弊社は個人情報の保護に関する法令、業界規範・慣習、公序良俗を遵守します。

5. 個人情報の第三者への提供

利用者の個人情報について、利用者本人の同意を得ずに第三者へ提供することは原則いたしません。ただし以下の場合は、関係法令に反しない範囲で、利用者の同意なく利用者の個人情報を開示することができます。

①利用者が第三者に不利益を及ぼすと弊社が判断した場合。

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。

②公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることが困難である場合

③国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

④裁判所、検察官、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、個人情報についての開示を求められた場合

⑤利用者本人から明示的に第三者への開示または提供を求められた場合

⑥法令により開示または提供が許容されている場合

⑦その他利用者本人へサービスを提供するに必要であると弊社が合理的に判断した場合。また、以下の場合に個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないこととします。

a. 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合

b. 当社の合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。

6. 外部委託について

当社は旅行業及び留学支援事業に関わる円滑なサービスを提供するため、また、円滑かつ効率的な事務活動を遂行するため、個人情報保護方針について一定の水準を満たしていると認める委託先に個人情報

を預託することができます。また、当該委託先における管理については必要かつ適切な監督を行います。

7. 個人情報に関するお問い合わせについて

利用者の個人情報について、第三者から問い合わせを頂いても一切お答えできません。但し、警察・税関等の公的機関より、正式な書面をもって情報開示の請求があり、その理由が一般常識に照らして正当と判断される場合はこの限りではありません。

8. 個人情報の変更および算正について

登録時に提供された個人情報に関する権利（開示、利用目的の通知、訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び提供の拒否権）は、ご本人からの要請であることを確認し、遅滞なくおこないます。

10. 個人情報に関する相談、苦情、開示請求については下記までお問い合わせください。

株式会社毎日エデュケーション

個人情報管理者

電話03-6267-4188

E-mail: overseas@myedu.co.jp

第14条 約款の変更

1、当約款は当社の事情または法令に従うために変更することができます。

第15条 約款の発効

1、当約款は2021年4月1日をもって発効します。

第16条 裁判管轄

1、当約款に関する訴訟については東京地方法院のみを専属管轄裁判所とします。

【重要事項】プログラム申込み前に必ずお読みください

ビザについて

①90日前の滞在はビザが不要です。留学期間が90日以上の場合、停留ビザを取得して渡航します。日本で取得できるのは60日もしくは90日のビザ（領事判断によります。）となり、現地で延長手続きを行っていただきます。

②ビザの申請には銀行の残高証明書が必要となります。詳細は各担当カウンセラーより該当するお客様にご案内させていただきます。

留学ビザを取得してから留学として渡航する間に、ビザ取得国（留学される国）へ渡航してしまうとビザが使われてしまい、実際に留学として渡航する際にはビザが無効となってしまいます。ビザを得てからビザ取得国への渡航はお控えください。

また、ビザ取得後、申請した学期の入学時期はより早く入国してしまうと延長手続きのタイミングがくる前にビザがきれてしまう可能性がございますのでご注意ください。

年齢制限について

台湾の大学では年齢制限を設けていない学校が多いですが、健康診断書の提出を求められたり、寮滞在については制限を設けられる場合がございます。

お申込み後の変更について

現地受入機関によっては、費用や日程、提供される研修内容などが申込み後に確定したり、渡航し

てから現地事情により予告なく変更されることがあります。受入機関より新たな案内があった場合はその案内に従うようお願い致します。また、予期せぬ突然の休講などにより授業が受けられない場合があるとしても、長期にわたる休講など例外は基本的に授業などの返金はしてもらえないかもしれません。

学生寮の確保について

台湾、特に台北では語学留学生に寮を提供していない学校が多いです。提供している学校でも予約方法は学校により異なり、ご希望のお部屋が取りできない場合もございます。お部屋の確保は学期開始の1か月前を目安に確定します。（学校によってはもう少し間際になることもあります。）

授業の出席について

学期中の欠席が所定の日数を超えるとビザが延長出来なかった、ビザの有効期限が早められたりすることがございます。体調不良や特段の予定がない場合は出席するようこころがけましょう。

海外からのお申込みについて

海外に在住のお客様のお申込みも承っておりますが、基本の書類発送などは日本のご住所になります。日本にご家族がいらっしゃる場合、もしくは全てデータでのやり取り（メール）及びネット送金が可能な場合となりますので予めご了承くださいませ。通常必要のないお手続きが発生した場合は、別料金が発生致します。

留学にあたっての心構えについて

①海外留学においては、留学先の機関や滞在先において、ただ授業や宿舎を提供するだけではなく、現地の文化・生活の体験、相互理解・国際交流の促進などを趣旨としています。現地の生活様式や習慣、その国の法規、受入機関のルール、各家庭の生活様式や習慣を尊重し、日本の生活や習慣と異なっていたとしても、最大限受入れて生活する努力をしましょう。

②留学前に抱いていたイメージや、友人や家族、インターネットなどからの情報で得た知識や情報については、現地に渡航後、必ずしも同じとは限りません。多少の不満や不自由でさえも受入れてみる努力や多少の我慢や忍耐なども不可欠です。そうした不自由さや困難、それらを自分自身で解決していく力を養うことも留学の大変な学びとなります。ぜひご自身の視野や考え方を拡げ、逞しく成長できるよう柔軟な姿勢で臨んでください。

③個人での留学は、学校の修学旅行や団体研修とは異なり、すべて「自己責任」の考え方をしっかりと理解して臨んでください。受入機関や滞在先は、それぞれの責任において独自に運営していますが、参加者は受入機関のルールに従い自らの責任で行動して下さい。盗難や事故などもいわば自己責任と言えます。また先生や学校に不満があったとしても、それはご自身が選択した学校やプログラムです。後悔したり誰かを責めるのではなく、そんな環境においても最大限楽しめるよう考え方や見方を変えて充実させられるよう努力することは非常に大切です。

④現地では様々な問題が発生するでしょう。しかし現地で生じた問題はできるだけ現地で解決してくようにしてください。帰国後に持ち帰ることをせず、その場で受入機関の担当者や責任者を通じて解決するようにして下さい。お手伝いや助言が必要な場合はもちろん当社のカウンセラーなどにもご相談ください。

⑤現地渡航後、特に未成年者のお子様については、親御さんにとっては現地での様子がわからず大変心配をされると思います。実際の生活や現場がわからないことで、お子様の不安や悩みを過剰に心配されたり、大きな問題のように思ってしまうなど、過剰反応をしてしまうことがあります。

何か問題や悩みがあった場合、まずは受入機関のアドバイザーや当社留学カウンセラーなどにまず相談してみましょう。その上で親御さんへのご報告や助けが必要な状況でご連絡等するようにしてください。